

別紙

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の提出について (令和3年度人材育成促進支援事業)

このことについて、令和3年度人材育成促進支援事業交付要綱別記2補助条件21の規定に基づき、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（以下、「報告書」）の提出を依頼いたします。

なお、仕入税額控除制度や報告書提出の義務等については、公益財団法人東京都福祉保健財団（以下、「財団」）のホームページに掲載する「補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額の報告の手引き（令和3年度版）」をご確認ください。

記

1 今回提出対象者

- (A) 補助対象経費が、非課税仕入及び不課税仕入（人件費等）のみの事業者
- (B) 補助対象経費が消費税等を除いた金額である事業者
（＝消費税を補助対象経費として申請していない事業者）
- (C) 消費税の申告義務がない免税事業者

(A)・(B)・(C)のいずれかに該当する事業者のみ、提出してください。

その他の事業者につきましては、別途、提出依頼をさせていただきます。

財団のホームページに掲載する提出書類一覧をご確認いただき、ご不明な点がございましたら、財団までお問い合わせください。

2 提出書類

- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告提出書類一覧
 - ※1 法人1枚
- (2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第25号）
 - ※1 法人1枚
 - ※日付は空欄で提出ください。
- (3) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書 事業所別内訳
 - ※1 法人1枚
 - ※本様式に記載する合計額は、上記（2）の様式の「2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額」の金額と一致させること。
- (4) 仕入控除税額計算シート（参考様式1）

※事業所別に作成

※補助金確定額には、実績報告書第14号の「2 内訳」の事業所別「補助所要額」と同額を記載すること。

※様式は、以下の財団のホームページに掲載しております。

<https://www.fukushizaidan.jp/206genbakaikaku/jinzai/>

※その他必要に応じて、書類の提出をお願いすることがあります。

3 提出部数

1部

4 書類の提出期限（実績報告書の提出期限と同じ）

令和4年3月31日（木曜日）【必着】

※実績報告書と合わせてご提出ください。

5 書類の提出先及び問合せ先（実績報告書の提出先及び問合せ先と同じ）

〒163-0719 新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル19階

公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部福祉人材対策室 介護現場改革担当（補助金）

電話：03-3344-8532

6 その他

以下のいずれかに該当する場合は、個別に財団まで、必ずご連絡ください。

(1) やむを得ない事情により、報告することができない場合

(2) 報告後に、税務署への確定申告内容の修正等により仕入控除税額が変わる可能性がある場合